

## 令和元年第4回定例会議事日程（第4号）

令和元年12月19日（木）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第55号 吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第56号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第57号 吉富町課制条例の制定について
- 日程第6 議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第60号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第62号 令和元年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第9 議案第63号 令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第64号 令和元年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第65号 令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第66号 令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第67号 中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて
- 日程第14 発議第4号 吉富町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
- 日程第15 発議第5号 地方創生の実現に向けた山国川の渡架橋及びそれに繋がる道路の早期整備を求める決議について
- 日程第16 閉会中の継続審査の申し出について

令和元年第4回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日 令和元年12月19日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 12月19日 10時00分  
 応 招 議 員 1 番 角畑 正数 6 番 太田 文則  
 2 番 向野 倍吉 7 番 梅津 義信  
 3 番 中家 章智 8 番 岸本加代子  
 4 番 矢岡 匡 9 番 横川 清一  
 5 番 山本 定生 10番 是石 利彦  
 不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	会計管理者	奥家 照彦
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	永野 公敏
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	石丸 貴之
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	竹内 一代

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に梅津議員、岸本議員の2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 委員長報告

○議長（是石 利彦君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

日程第3、議案第55号から、日程第13、議案第67号までの11案件を一括議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会、予算決算委員会の各委員長からの順次報告を求めます。

総務文教委員長、報告。

○総務文教常任委員長（中家 章智君） それでは、総務文教常任委員会審査報告を行います。

議案第55号吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第56号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第57号吉富町課制条例の制定について、議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第67号中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて。

去る12月6日に付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第55号吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

質疑では、役場庁舎の中で雇用されている臨時職員は何人いるのですか。

会計年度任用職員になれば、兼業禁止規定や守秘義務規定はどうなるのですか。

災害対応の際はどのような立場になるのですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第56号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

質疑では、自治会長は、業務委託することになるということだが、自治会長としての公務中のけがの場合はどうなるのですか。

今回の改正で権利や保護が変わるような職種の方がいますか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第57号吉富町課制条例の制定についてであります。

質疑では、9月に課長会で話をして、各課に持ち帰って課内で話し合い、それを持ち寄って問題点を出したと聞いたが、どういう問題点があり、どのように解決されたのですか。また、課題が残っているとも聞いたが、どんな課題が残ったのですか。それは、住民サービスに支障はないのですか。4月1日から実施して、問題が出ないと言えるのですか。

会計管理者を税務課長が兼ねるとのことだが、会計の独立性から問題はないのですか。課税部門と受入部門が同じで、法的にも問題はないのですか。

役場庁舎は、1階のフロアなどの改修もまた行われるが、二重投資にあたらぬのですか。一括発注をした方が安くなるのではないですか。

エス・ディー・ジーズや地方創生といったことを考えたとき、それを担う地方自治体として主体性の増強が求められる今、課制の変更は、時代に即したものとしての考えからの改正ですか。

課制条例の改正で、財政確保の検討をするような課ができるのですか。先日の課長の説明の中では、課題解決に向けた横断的な取り組みということだが、横の連携ができるような課づくりになっていくのですか。

企業版ふるさと納税は、どの市町もいち早く目をつけ、パンフレットを至る所に配っている。吉富町としても少ない財源を集めるためにも力を入れてもらいたい。どの課（係）がすることになるのですか。また、展望がありますか。今ある課で基礎案をつくったり、計画を作ったり何か手を打っていますか。

課がふえるということは人員も必要となり、確実に経費がふえる。住民代表として、今回の改正により4月1日までの費用、それ以降の町としてかかる費用の概算は出ましたか。

等々の質疑がなされ、意見では、町長も職員がすることに承諾した。我々もそれを見守るという形で受け入れたいとは思いますが、始める時期、金額の件を考えると、今ここで賛成しづらく、今回は賛成できません。

説明としては文言がなかったが、今後10年関連する持続可能な開発目標に準ずるもの、また、今後20年地方創生を担う地方自治体として主体性の増強が求められる今、課制の編成は効果が

期待できると察し、その期待を含め賛成します。

等々の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第60号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第67号中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについてであります。

質疑では、定住自立圏形成協定の目玉は、コミュニティバスだと思うが、運用しだして改善点が見つかった場合、いつぐらいから言うことができるのですか。いつぐらいに検討する予定があるのですか。

築上東部乗合タクシーも運行しているところがあり、広津から中津までは二重投資になるという話もあった。そこは今回問題ないのですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会審査報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 福祉産業建設委員長、報告。

○福祉産業建設常任委員長（梅津 義信君） 福祉産業建設常任委員会審査報告を行います。

議案第63号令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第64号令和元年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第65号令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第66号令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について。

去る12月6日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第63号令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、電算システム改修委託料は、どのようなことをするのですか。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第64号令和元年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、吉富町の後期高齢者の医療費は、国民健康保険の医療費と同様に高いのですか。  
等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第65号令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第66号令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、受益者負担金を早めに納めると報償金みたいに安くなる。以前は一般会計の税金も前納報奨金があったと思うが、受益者負担金にそれがあるのは何か意味があるのですか。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、福祉産業建設委員会審査報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 予算決算委員長。

○予算決算常任委員長（太田 文則君） 予算決算常任委員会審査報告を行います。

議案第62号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について。

去る12月6日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第62号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第6号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、債務負担行為の補正「英会話ふれあい事業」は、もう一年単年で組むと言っていたものだと思うが、この後の予定がありますか。この債務負担は、基金を充てるのですか。基金の残額は幾らになるのですか。

地域における運動習慣促進事業費補助金とは、どういうものですか。今後も継続してもらえりような補助金なのですか。

ケアランポリンとは、どういうことをするのですか。専門の指導者がいるのですか。

福岡県性犯罪防止対策防犯カメラ設置支援事業費補助金は、駅前のカメラの補助金ですか。

繰越金の残額は、幾らになるのですか。

雑入のそのほかの収入41万円は、何ですか。どこから入ってきたのですか。

バス車両ボディプリント委託料は、どのようなものですか。

交通安全施設設置費の備品購入費の説明を求めます。

女子集客のまち推進イベント開催委託料は、集客を目的としているのであれば、具体的にどれ

くらいを目標にしているのですか。また、その後どのようにつないでいくかとか、計画があれば教えてください。

ガールズミーティングをして、それを何かにつなげるというようなものではなく、一発花火的でもそこににぎわいができるので良いと。次年度もそこではにぎわいができるものをするように聞こえたが、そういう理解でよいですか。やってみて検証し、何をもって成功したと言えるのですか。全協の説明では、協賛金が入ることだが、雑入に入れるのですか。

イベントの後に期待していることはありますか。

よりアピールするために、地元のノースFMに行くなど、マスコミ媒体の活用を考えていますか。

地方創生事業は、新しいシステムを出せば（交付金が）来るかもしれないと聞いたが、これは該当しますか。ガールズミーティングは、ほかの市町の場合、実行委員会組織を立ち上げてするような場合が多いみたいだが、協賛ではなく委託してするのですか。

吉富をアピールできた評価の目安を明らかにするための準備はしているのですか。イベント会社にはそれもお願いしているのですか。

今後、春まつりなどと一緒にすることは可能ですか。そういうことも視野に入れているのですか。

情報化推進費の中に、課制条例の移行分、機構改革に関わるものは、どれになるのですか。

市内LAN無線接続工事費はどういう工事ですか。

新婚家庭新生活応援補助金は、対象が多くなったのですか。今現在何件分の対象ですか。

県の補助と町の補助の要件が違うということだが、どう違うのですか。

女子集客のまち推進イベント開催委託料に関して、女子に観点をおく、地方創生の事業であり、東京一極集中を直す。関係人口を増やす。また、20年後の消滅可能な都市から外れるように、女性対象に向かっていく観点は間違っていないと思う。そういったところの狙いの観点の見解はありますか。

運動習慣定着促進事業の説明を求めます。

緊急通報電話機取付移転料に関連して、今現在、何軒に取り付けていて、取り付けられるのに取り付けてないところが何軒ありますか。

後期高齢者医療給付費負担金が減額の主な理由は何ですか。

道路新設改良費の大市線の転落防止柵設置工事は、以前から自治会要望で話が出ていて、ふたをしてという話だったが柵になった説明をお願いします。柵をつけたら通れなくなるのではないのですか。自治会とは話がついているのですか。

広津山の後転落防止工事は、どういう形になるのですか。教務課と協議はしましたか。

ここは、一部が狭く排水が開溝になっていて、非常に高さがある。通学路の見直しの際、この場所は出たことはないですか。危険性を除去するという認識がないということですか。

吉富町ふるさとセンター改修工事費は、雨漏りが発見されてのことだが、平成6年につくられてから二十数年経っている。点検はしていなかったのですか。

図書司書等賃金の説明を求めます。また、フォーユー会館の図書室の漫画が除去されたと聞いたが、事実ですか。それは予算の関係からですか。漫画から学ぶことも多いと思うが、漫画の必要性をどう考えますか。

成人式関連経費が計上されているが、従前と違う新しい試みがありますか。

先日の敬老会の司会をノースFMの人がして大変盛り上がった。来ていた人も良かったと言っていた。成人式もそこをお願いする予定ですか。

等々の質疑のほか、多数の質疑がなされ、意見では、

まち・ひと・しごと創生事業費のガールズミーティングには賛成しかねます。もともと、女子集客のまちづくりそのものにも疑問を持ってきました。吉富町の現実に根差したものとは思えなかったからです。スタートしたこの事業を何とか成功させたい、一定の効果を求めたいという思いは当然で、その熱意は認めますが、その方法は見直すべきです。例えば吉富町に服飾専門学校とかがあり、学生さんたちとコラボする。そういう方法なら納得できます。今日の議論を聞いても全く意義がなくはなく、集客もあるでしょう。皆さんに知られるところ、一定の購買力、物が売れることも期待できるかと思いますが、1,000万円というお金をかけた取り組みとしては、賛成しかねます。

まち・ひと・しごと創生事業というのは、待ったなしです。5年ぐらい前、増田レポートにありました、25年後、20代、30代の女性が地方では当時よりも半減するという、消滅可能性都市という衝撃的な言葉が出ました。そうならないように、努力していくというのは今現状その最中です。また、東京の一極集中を是正するべく、交流人口、関係人口をふやしていき、その是正をなしていく、そういった観点でまさに方向性が正しい事業だと認識しており、賛成します。

女子集客のまちイベントは、金額は大きいですが、田舎にいて本物を見せるという意義では大変よいことだと思います。また、子供たちに夢を持たせる意味でもぜひ成功していただきたい。できれば、町内の方たちにも参加してもらおうようなイベントになれば、皆さんも喜んでもらえるのではと思います、賛成します。

女子集客のまちの一大イベントをぜひ成功してもらいたい。それについて、定住自立圏の上程ということもあり、これをうまく生かして、集客のまちのイベントを核として、外郭を協定の中に近隣都市と一緒にコラボさせて発展させていただければと思います、賛成します。

定住自立圏構想に足を踏み入れる。今まで不評だった、今までできなかったことが新しい町長



のもと、新しいイベントを持ってきて、集客のより結果を出したいという思いがこの予算の中に入っています。そういう意味で、賛成します。さらに、先ほどの意見の中に私の意見が出たと思いますが、子供たちの通学路の安全を確保する。他のところにもたくさんあるかもしれませんが、私はいつもあそこを見ているのですが、非常に不備じゃないかなと思います。その結果、今回安全のためにフェンスをつけてもらえるということができたことは賛成です。しかしながら、あそこを拡幅して、安全にすることが可能だったと思うが、今回それができてなく、次回これを拡幅するとなれば、二重投資になるのではないかと。安全性のための整備がおくれたのではないかと、その点だけは思い直してもらいたい。全体としては賛成します。

等々の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（是石 利彦君） 訂正がございます。4ページの第1行です。太田議員。

○予算決算常任委員長（太田 文則君） 文言の訂正をお願いいたします。

4ページ一番上、「5年ぐらい前」というところの「須田レポート」のところを「増田レポート」ということで訂正、「増える」という字で訂正をお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 増田レポートですね。

○予算決算常任委員長（太田 文則君） 以上で、予算決算委員会審査報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 文言訂正も含めて確認しております。次、行きます。

---

### 日程第3. 議案第55号 吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定 について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第55号吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

反対討論はありませんか——ごめんなさい。討論はございませんか。（発言する者あり）山本議員。反対ですか。

○議員（5番 山本 定生君） いや、賛成討論です。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ね。

○議員（5番 山本 定生君） はい。いいですか、済いません。吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の訂正について賛成討論いたします。

自治体は、民間のお手本にされる立場である。同一労働、同一賃金の考えのもと、働く者の雇用の安定を図り、さらに住民サービスが向上する制度設計になることを要望して賛成いたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第4．議案第56号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う  
関係条例の整備に関する条例の制定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第4、議案第56号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第56号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、自治会は任意の団体ではあるが、自治会長における業務は、住民がよりよい生活を営むため、町にとり大変重要である。他の職の方も同様ではあるが、待遇面や権利面に十分留意いただき、進めていただけることと信じて賛成いたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、議案第56号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第5. 議案第57号 吉富町課制条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第5、議案第57号吉富町課制条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 審議の過程で示された職員の皆さんの熱意には敬意を表したいと思えます。

しかし、この案には幾つかの問題点を感じました。

1つは、サービスの対象である住民の意見が聞かれていないということです。

2番目は、課が増加していますが、限られた職員数の中では分割より統合のほうが住民サービスにつながるのではないかとこの疑問を持ちました。

3番目、法律には触れないということですが、税務課長と会計管理者の兼任はすべきではないと思えます。

4番目としては、自治会は地域スキルの基本である中で、その自治会長をどの課が担当するのか決まっていない段階での提案に対しても疑問を覚えました。

私は、改革に決して反対ではありませんが、再提案を求め、本案への反対討論とします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 国連のSDGsや地方創生の次の段階に進む地方創生といったところ、特に考察いたしますと、関係人口の創出拡大、そういった重きもの、また、監査の観点から、恐らく来年度から内部統制なるものの必要性が出てまいると思えます。

そういった観点から、まさに行政は、今、重きものを求められている、そういったタイミング

での課制の変更、賛成いたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） この間の説明で、職員の皆さんの熱意には敬意を払うところでございます。

しかし、課制変更について、町民の皆さんにオープンにし、行政ではなく、広く意見を収集してからでも遅くないという考えから、この案に反対いたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第57号吉富町課制条例の制定についてであります。

当条例案は、委員会審議の時点では、内容に関して危惧する部分が判断できなかった。その後、多々方面から検証を行ったところ、その部分に関して、職員が一丸となり対処と対策を行っていることを確認した。

新体制になり、花畑町長の進める住民のためのまちづくり、住民主体との住民サービスに対して問題が生じないように進めていただき、起き得る事案への対処を再確認して、住民サービスへ支障がなきように、また、経費の肥大化を招かぬように念押しをして、賛成といたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 議案第57号吉富町課制条例の制定について、反対討論を行います。

職員はふえることなく、税収も厳しい中、課長職が1つふえるということは、その分、支出も当然伴ってふえてきます。

人口減少の中、どこの自治体も節約をし、基金をため、健全化を図る努力をしています。

今回の課制条例は、いろんな中で問題点はあるにしても、時期尚早だと思うし、また、そのことに逆行していると思い、反対といたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） この条例に関しましては、9月から2カ月ほどの間でなされたと聞いております。その中で、ほぼほぼの意見の集約と今後の課題を全部洗い出してきたのだと私は思っております。

また、この課制条例の中には、今まで懸念された検査の方法、各課の課長が検査官として検査をするという、少し疑問を感じたところが長年私も考えておりました。

また、業務量の均一化ということも、これで少しは図れるのではないかと。それが、ひいては住民サービスの向上になると。そしてまた、職場の改善にもなると思われれます。

今、国でも行われています職場改革、また、働き方改革にも通じるものと思い、私は賛成とい

たします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、議案第57号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、議案第57号吉富町課制条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第6. 議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第6、議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。もう一度、何ですか、反対討論、賛成討論。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） この議案です。隣町では恐らく臨時議会で本年度にもう当てはめたことと思います。

そんな中、臨時をせず、来年度からという選択を選んだことに敬意を表し、賛成意見とさせていただきます。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、議案第59号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第7. 議案第60号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第7、議案第60号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、議案第60号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

---

**日程第8. 議案第62号 令和元年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について**

○議長（是石 利彦君） 日程第8、議案第62号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 女子集客のまち推進イベント開催委託料の内容であるガールズミーティングには賛成しかねます。成功をしているとは言えない女子集客のまちづくり事業を何とか成功させたい、一定の成果を求めたいという思いは当然で、その熱意は認めます。

しかし、その方法は、やはり現実に根差すべきです。委員会でも申し上げましたが、例えば吉富町に服飾専門学校とか、高等学校の被服科があるとか、その学生、生徒さんとコラボするというのならわかりますが、私はそういう土台的な現実を見出せませんでした。反対いたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 地方創生の事業があります。その事業において、消滅可能性都市にできるだけ近づかないように取り組んでいていただきたい、それと関係人口をふやし、東京の一極集中を是正していただきたい、そういった自ずからの声はなかったんですが、そういったところを特に気にかけて取り組んでいてもらいたい、そういった意味でも効果が期待できます。以上、賛成といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第62号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について、当補正予算（第6号）に関して、町単独事業である英会話ふれあい事業の継続に関して、財源面の不安が残る。また、新庁舎完成以降の改修やふるさとセンターを初めとする各施設維持面でのたび重なる改修など、費用面と管理体制の不安も大変危惧するが、包括支援センターの社会福祉法人との統廃合的な体制強化や、低迷する地方創生事業へのてこ入れ的な新規事業に、また、好評であった敬老会と同じ形での成人式の司会者導入など、変わる町への期待が各所に見られる予算であると確認した。

しかし、これらの基は住民の血税であることをいま一度心にして、町の発展、住民生活の向上を進めていただけることと信じて賛成といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、議案第62号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決をいたし

ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、議案第62号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第9. 議案第63号 令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第9、議案第63号令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、議案第63号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第10. 議案第64号 令和元年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第10、議案第64号令和元年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。



次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、議案第64号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号令和元年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11. 議案第65号 令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第11、議案第65号令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。賛成討論ですか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第65号令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について、さきの漏水事故、その対応についての尽力に関して、住民を代表してねぎらいを申し上げます。

また、水害対策への取り組みも確認した。水は生命の源、生活に絶対欠かせないものである。今後も住民生活のために安心できる水を安定供給を続けていただけることと信じて賛成といたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 本補正予算には、第3配水池町名設置工事費が上がっています。水は生命の源、文字通り吉富町のシンボルです。町内外の皆さんにアピールする外観デザインに

なるよう期待しています。吉富町から巣立ち、遠くに生きる子供たちが帰郷した際に、それを目にしたとき、吉富町に帰ってきたなと思えるふるさとのシンボルとなるよう期待しています。

町民の皆様の御意見を取り入れ、シンボルにふさわしい設置工事となりますよう期待し、賛成といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 私は、今回の水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、以下の理由により賛成いたします。

配水池本体築造工事に伴う町名設置工事につきまして、吉富町の宣伝効果の一面も多大にあるものと思われ、町外にアピールするためにも必要不可欠なものと言えます。

しかし、本体築造工事中に含まれておれば、工事代は1回で済むと思われれます。今後は、経費削減を考慮して発注をしていただきたいことを要望します。

また、大変目立つ場所にありますので、今後、予算が許すならばライトアップも考えていただきたいという旨をつけて、私の賛成意見とします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、議案第65号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12. 議案第66号 令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第12、議案第66号令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、議案第66号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決されました。

---

● ● ●

日程第13. 議案第67号 中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて

○議長（是石 利彦君） 日程第13、議案第67号中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 議案第67号中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて、第三編、結びつきやすいネットワークの強化、第一章、公共交通のコミュニティバスについて、反対討論を行います。

近隣の市町といがみ合う必要もなく、連携を強化することは大切なことだと思いますが、コミュニティバスに関しては、市民病院並びにゆめタウンへ利用したい方々がどのくらいいるのか、アンケート調査もしていない。また、利用者数が見えない。検証もしていない。このような状況下で、税金を投入し、コミュニティバスを吉富町にとめることは、現段階では賛成できません。よって、反対とします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 定住自立圏には、中心市と周辺自治体、本案でいえば中津市と吉富町が対等、平等ではないという問題点が大きくあります。また、周防灘湾岸線道路の整備促進につながる取り組みを行うとしていますが、この道路の建設については磯浜の自然破壊につながるものとして反対の声もあり、住民の合意は得られていないと考えています。

しかしながら、一方で、豊前市から中津市民病院を結ぶコミュニティバスへの町民の要求はとても大きいです。町民の利益に寄与するものと考え、問題点を指摘した上で賛成します。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第67号中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて、当協定の目玉である中津、豊前コミュニティバスの町内巡回と停車、開始後の利用者の意見はもちろんであるが、住民の多方面からの御意見も聴取などをして、改善を進めていただけることを要望する。

また、当協定が、町の発展、住民生活の向上に寄与するものと信じ、賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 私の議員生活のスタートは、合併慎重の立場でスタートいたしました。民意を無視した合併には反対でありましたが、地域で連携には大賛成です。地域自治体全体の発展なくして1町の発展はあり得ないと強く思うところです。

また、圏内には来春にも映画館等が改正される予定です。このような圏内にレジャー部門もできる等のことを通じ、この地域全体がこの協定を利用しながら、発展することを願い、賛成いたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 賛成討論をいたします。

この定住自立圏構想の協定に関しまして、私は1番に思いますのは、まず、第二編の生活機能の強化の中で、第三章の勤労者福利厚生対策というところであります。これは、私、同業の方の中津市でのこのサービスに対して、いろいろと調べてみましたが、これに加入することで、町内の中小企業、零細企業の福利厚生が本当にいろんなサービスを受けられて、町民からとても喜ばれると思います。私もそういう実感を持っておりますので、ぜひこういうところも強く進めたいと思います。賛成いたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 現段階では、内容には入っておりませんが、今後、2025年には高齢化が急速に進み、医療、介護保険、社会保障とさまざまな課題が出てきます。本協定を締結することにより、本町だけでは難しい問題も、広域連携を含め、課題解決につながると考えられ、私は賛成いたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、議案第67号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、議案第67号中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについては、原案のとおり可決されました。

この後、執行部は退席となりますが、町長から皆さんに御挨拶があるとお聞きしております。発言を許可いたします。

○町長（花畑 明君） それでは、お礼の言葉を申し上げます。

今回の12月定例町議会17日間にわたっての慎重な御審議をいただきました。御提案をいたしました全ての議案に対しましても、御議決を賜り、まことにありがとうございました。

御議決等いただきました条例の施行、予算の執行に当たりましては、議員お一人お一人の町を思う気持ちを大切に、ともに力強く推進してまいりたいと考えております。どうか今後とも変わぬ力添えをよろしくお願いを申し上げます。

また、年の瀬を迎え、何かと慌ただしい日々が続きますが、議員の皆様におかれましては、迎える年がすばらしく大きく飛躍をされる新しい年となりますことをお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の言葉といたします。ありがとうございました。

○議長（是石 利彦君） 暫時休憩いたします。執行部は退席いただいて結構です。ありがとうございました。

午前11時05分休憩

.....  
午前11時05分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に、再開いたします。

.....  
日程第14、発議第4号 吉富町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第14、発議第4号吉富町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局、朗読。

○書記（竹内 一代君） 発議第4号吉富町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について。  
以上です。

○議長（是石 利彦君） 発議議員に提案理由の説明を求めます。横川議員、説明。

○議員（9番 横川 清一君） それでは、吉富町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についての提案理由の御説明を申し上げます。

このことにつきましては、ここ数年前より懸案事項でありました。政務活動費の支給時期を前払い制から後払い制に変更すること、加えて政務活動費の交付金額を月額2万円から1万5,000円にすることが主な改正点であり、改正箇所が多岐にわたることから、条例を全部改正するものです。

このことに関しましては、12月17日の臨時全員協議会において、議員皆さんの御了承をいただいているところです。

改正の内容につきましては、2枚目以降の吉富町議会政務活動費の交付に関する条例の全部改正文のとおりであります。

附則としまして、第1項、施行期日です。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2項、経過措置です。この条例により、改正前の吉富町政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された、この条例の施行の日の属する月の前月分までの政務活動費については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。

○議長（是石 利彦君） これから質疑を行います。本案に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 政務活動費の条例改正について、当条例案は、議会議員みずから率先して襟を正す内容である。住民より選ばれ、負託を受けた議員である。住民の血税を預かる以上、1円たりとも無断な支出をすることはできず、また、町に対して少しでも費用負担と手続の簡略化を率先して行うことは議会として当たり前である。その意味でも大変有効な改正内容であると信じて賛成といたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号吉富町議会政務活動費の交付に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第15. 発議第5号 地方創生の実現に向けた山国川の渡架橋及びそれに繋がる道路の 早期整備を求める決議について

○議長（是石 利彦君） 続きまして、日程第15、発議第5号地方創生の実現に向けた山国川の渡架橋及びそれに繋がる道路の早期整備を求める決議についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局、朗読。

○書記（竹内 一代君） 発議第5号地方創生の実現に向けた山国川の渡架橋及びそれに繋がる道路の早期整備を求める決議について。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 発議議員に提案理由の説明を求めます。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 地方創生の実現に向けた山国川の渡架橋及びそれに繋がる道路の早期整備を求める決議の提案理由を説明いたします。

この決議案は、吉富町議会並びに中津市議会がともに、一級河川山国川最下流の渡架橋の早期実現に向けて、道路計画策定と工事着手を、両市町で連携し、福岡県、大分県等に対し、要望活動を行うべく、決議案の上程をするものであります。

詳細につきましては、別添の決議案のとおりであります。

慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（是石 利彦君） これから質疑を行います。本案に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） お諮りいたします。ただいま議案となっております発議第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号地方創生の実現に向けた山国川の渡架橋及びそれに繋がる道路の早期整備を求める決議については、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第16. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（是石 利彦君） 日程第16、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会、予算決算委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

---

○議長（是石 利彦君） 以上で、今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

これをもって、令和元年第4回吉富町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時13分閉会

---